

# 企業（起業）支援制度集

海幸、山幸、人幸。



日南には、幸がある。

令和5年4月

日南市産業経済部  
商工政策課

企業（起業）支援制度一覧

| 貢 | 事業名                    | 概要                                                          | 補助率等                        |
|---|------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 1 | 中小企業特別融資制度             | 中小企業者の事業に必要な資金の融資を円滑にし、中小企業の振興を図ることを目的とする。保証料については、市が負担する。  | 融資利率 年 1.8 %<br>保証料 市が負担    |
| 2 | 小口零細企業特別融資制度           | 小規模企業者の事業に必要な資金の融資を円滑にし、中小企業の振興を図ることを目的とする。保証料については、市が負担する。 | 融資利率 年 1.6 %<br>保証料 市が負担    |
| 3 | 創業支援事業補助金              | 「日南市創業支援事業計画」に基づき、日南市内で創業を予定されている方に対して、創業に必要な費用の一部を助成します。   | 補助対象経費の3分の2以内<br>限度額 30 万円  |
| 4 | 事業承継前推進事業補助金           | 市内の中小企業者の事業承継に向けた取組を支援するため、事業承継に必要な費用の一部を助成します。             | 補助対象経費の3分の2以内<br>限度額 60 万円  |
| 5 | 日南市事業承継後支援事業（買い手支援）補助金 | 市内の中小企業者の事業承継に向けた取組を支援し、引継ぎ後の経営を支援するため、事業承継に必要な費用の一部を助成します。 | 補助対象経費の3分の2以内<br>限度額 100 万円 |
| 6 | 日南市事業承継後支援事業（売り手支援）補助金 | 市内の中小企業者の事業承継に向けた取組を支援するため、事業承継に必要な費用の一部を助成します。             | 補助対象経費の3分の2以内<br>限度額 60 万円  |

| 貢  | 事業名                             | 概要                                                                                          | 補助率等                                                                                             |
|----|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  | 中小企業等経営強化法による償却資産にかかる固定資産税の特例措置 | 市内中小企業が本市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき導入する設備等の固定資産税が軽減されます。                                         | 新規設備投資に係る固定資産税が3年間ゼロ                                                                             |
| 8  | 企業立地優遇制度                        | 企業立地を促進するため、市内において工場、道路貨物運送施設、倉庫施設、研究開発施設、観光施設、情報サービス施設及びコールセンター施設を新設又は増設する者に対して必要な措置を行います。 | 詳細は別紙                                                                                            |
| 9  | 企業間コミュニティ支援事業補助金                | 働く若者たちの交流の場の創出を目的とした取り組みを行う事業者及び団体に対し、補助金を交付します。                                            | 補助対象経費の10分の10以内<br>限度額30万円                                                                       |
| 10 | 商流開発チャレンジアシスト事業                 | 市内の事業者（農林水産業、製造業、販売業等）が行う商品の企画開発や、新たな販路拡大のための展示会への出展、市場調査等に要する経費の一部を助成。                     | 商品開発：補助対象経費の2分の1<br>販路拡大：補助対象経費の3分の2<br>限度額100万円                                                 |
| 11 | 日南市企業連携協議会                      | 官民が連携しながら「人材確保・育成」の課題解決に向けた取り組みを実施するため、『日南市企業連携協議会』が市の補助事業として、課題解決に向けた取り組みを主体的に実施。（市の補助事業）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>参加企業数：18社（R5.4.1現在）</li> <li>参加負担金負担金月額／1,000円</li> </ul> |

# 日南市中小企業特別融資制度のご案内

令和5年4月1日現在

## ◎この融資制度の目的

この制度は、中小企業者の事業に必要な資金の融資を円滑にし、もって中小企業の振興を図ることを目的とします。

## ◎融資の対象

- ①中小企業者（保証対象業種）
- ②市内に住所を有し、事業を営んでいる個人・法人
- ③市税完納者
- ④銀行取引停止処分を受けていない方

## ◎融資の条件

- ①融資限度額 1 企業 1,000万円以内  
ただし、本制度の貸付残高と日南市小口零細企業特別融資制度の貸付残高との合計が1,000万円以内であること
- ②融資期間 運転資金・設備資金とも 84ヵ月以内
- ③資金の使途 事業経営上、必要な運転及び設備資金
- ④融資利率 年1.80%
- ⑤保証料率 市が負担
- ⑥担保 必要に応じて要
- ⑦保証人 法人の場合は原則として代表者のみ  
個人の場合は原則不要
- ⑧償還の方法 一括又は分割償還

| ◎必要書類                                | 法 人 | ◎必要書類                                | 個 人 |
|--------------------------------------|-----|--------------------------------------|-----|
| ①信用保証委託申込書                           |     | ①信用保証委託申込書                           |     |
| ②信用保証依頼書                             |     | ②信用保証依頼書                             |     |
| ③信用保証委託契約書                           |     | ③信用保証委託契約書                           |     |
| ④印鑑証明書                               |     | ④印鑑証明書                               |     |
| ⑤固定資産名寄帳                             |     | ⑤固定資産名寄帳                             |     |
| ⑥設備整備に要する費用の見積書（設備資金のみ）              |     | ⑥設備整備に要する費用の見積書（設備資金のみ）              |     |
| ⑦商業登記簿謄本（法務局のもの）                     |     | ⑦過年度の申告決算書〔損益計算書・貸借対照表の写〕（2期分）       |     |
| ⑧定款（写）                               |     | ⑧完納証明書（本庁税務課納税係及び各総合支所総務課税務係が発行するもの） |     |
| ⑨決算書2期分および直近の合計残高試算表                 |     | ⑨営業所付近の見取図                           |     |
| ⑩完納証明書（本庁税務課納税係及び各総合支所総務課税務係が発行するもの） |     | ⑩その他宮崎県信用保証協会のお願ひする書類                |     |
| ⑪営業所付近の見取図                           |     |                                      |     |
| ⑫その他宮崎県信用保証協会のお願ひする書類                |     |                                      |     |

## ◎申込み手続き

○この制度は下記の金融機関（日南市内の支店）にて取り扱っております。

「宮崎銀行」「鹿児島銀行」「宮崎太陽銀行」「宮崎第一信用金庫」「宮崎県南部信用組合」

○その他詳細については、日南市産業経済部商工政策課（Tel 31-1169）まで

# 日南市小口零細企業特別融資制度のご案内

令和5年4月1日現在

## ◎この融資制度の目的

この制度は、「国の全国統一保障制度の対象」であって、小規模企業者の事業に必要な資金の融資を円滑にし、もって小規模事業者の振興を図ることを目的とします。

## ◎融資の対象

- ①小規模企業者（保証対象業種）
- ②市内に住所を有し、事業を営んでいる個人・法人
- ③市税完納者
- ④銀行取引停止処分を受けていない方

## ◎融資の条件

- ①融資限度額 1 企業 1,000万円以内  
ただし、既存の信用保証協会の保証付き貸付残高との合計が、2,000万円以内であること  
また、本制度の貸付残高と日南市中小企業特別融資制度の貸付残高との合計が、1,000万円以内であること
- ②融 資 期 間 運転資金・設備資金とも 84ヵ月以内
- ③資金の使途 事業経営上、必要な運転及び設備資金
- ④融 資 利 率 年1.60%
- ⑤保 証 料 率 市が負担
- ⑥担 保 必要に応じて要
- ⑦保 証 人 法人の場合は原則として代表者のみ  
個人の場合は原則不要
- ⑧償還の方法 一括又は分割償還

| ◎必要書類 法 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ◎必要書類 個 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①信用保証委託申込書</li> <li>②信用保証依頼書</li> <li>③信用保証委託契約書</li> <li>④印鑑証明書</li> <li>⑤固定資産名寄帳</li> <li>⑥設備整備に要する費用の見積書（設備資金のみ）</li> <li>⑦商業登記簿謄本（法務局のもの）</li> <li>⑧定款（写）</li> <li>⑨決算書2期分および直近の合計残高試算表</li> <li>⑩完納証明書（本庁税務課納税係及び各総合支所総務課税務係が発行するもの）</li> <li>⑪営業所付近の見取図</li> <li>⑫その他宮崎県信用保証協会のお願ひする書類</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①信用保証委託申込書</li> <li>②信用保証依頼書</li> <li>③信用保証委託契約書</li> <li>④印鑑証明書</li> <li>⑤固定資産名寄帳</li> <li>⑥設備整備に要する費用の見積書（設備資金のみ）</li> <li>⑦過年度の申告決算書〔損益計算書・貸借対照表の写〕（2期分）</li> <li>⑧完納証明書（本庁税務課納税係及び各総合支所総務課税務係が発行するもの）</li> <li>⑨営業所付近の見取図</li> <li>⑩その他宮崎県信用保証協会のお願ひする書類</li> </ul> |

## ◎申込み手続き

○この制度は下記の金融機関（日南市内の支店）にて取り扱っております。

「宮崎銀行」「鹿児島銀行」「宮崎太陽銀行」「宮崎第一信用金庫」「宮崎県南部信用組合」

○その他詳細については、日南市産業経済部商工政策課（Tel 31-1169）まで

## 日南市創業支援事業補助金について

「日南市創業支援事業計画」に基づき、日南市内で創業を予定されている方に対して、創業に必要な費用の一部を助成します。

### 1 対象となる方

補助金申請の対象となる方は次の全てに該当する方です。

- (1) 日南市創業支援事業計画に位置付けた特定創業支援事業（創業塾）を受講した方、又は当該年度中に受講する予定がある方
- (2) 日南商工会議所、北郷町商工会、南郷町商工会いずれかの会員となり、継続的に経営指導を受ける（受ける予定である）方
- (3) 税金を滞納していない方

### 2 補助対象となる創業

認定連携創業支援事業者（日南商工会議所・北郷町商工会・南郷町商工会）の支援を受けて創業計画書を作成して行う創業とします。

既に創業している場合は、新たな事業の開始又は事業規模の拡大のいずれかに該当する創業とします。

### 3 補助の内容

#### (1) 補助対象経費

補助の対象となる創業に関する人件費、起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費が対象となります。

#### (2) 補助率等

補助対象経費の3分の2以内

補助限度額30万円

### 4 補助金の申請

補助金申請を検討される方は、事前に日南市産業経済部 商工政策課まで御相談ください。

### 5 問い合わせ先

日南市産業経済部 商工政策課 商工係

TEL：0987-31-1169 FAX：0987-31-1230

E-mail：syoko@city.nichinan.lg.jp

## 日南市事業承継前推進事業補助金について

市内の中小企業者の事業承継に向けた取組を支援するため、事業承継に必要な費用の一部を助成します。

### 1 対象となる事業者

補助金申請の対象となる事業者は次の全てに該当する方です。

- (1) 市内に主たる事務所を有し、かつ、市内で事業を営む中小企業者
- (2) 税金を滞納していないもの

### 2 補助対象となる事業

中小企業者が、支援機関による支援を受けた上で専門事業者に委託する事業が対象となります。

※支援機関・・・宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、鹿児島銀行、宮崎第一信用金庫、南部信用組合

※専門事業者・・・コンサルタント、税理士など事業承継に関する事業を行う事業者

### 3 補助の内容

#### (1) 補助対象経費

事業承継に伴い必要となる初期診断料、コンサルティング料、企業価値の算出に要する費用、事業承継計画の作成に要する費用、不動産の所有権移転に係る費用等。

ただし、対象経費の総額が30万円未満の場合は補助の対象となりません。

#### (2) 補助率等

補助対象経費の3分の2以内

補助限度額60万円

### 4 補助金の申請

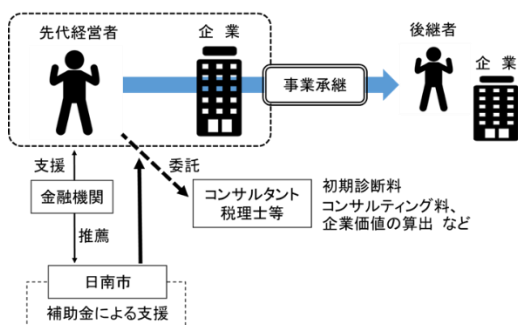
補助金申請を検討される方は、事前に日南市産業経済部 商工政策課まで御相談ください。

### 5 問い合わせ先

日南市産業経済部 商工政策課 商工係

TEL：0987-31-1169 FAX：0987-31-1230

E-mail：syoko@city.nichinan.lg.jp



## 日南市事業承継後支援事業（買い手支援）補助金について

市内の中小企業者の事業承継に向けた取組を支援し、引継ぎ後の経営を支援するため、事業承継に必要な費用の一部を助成します。

### 1 対象となる事業者

補助金申請の対象となる事業者は次の全てに該当する方です。

- (1) 市内に主たる事務所を有し、かつ、市内で事業を営む中小企業者
- (2) 事業承継成立後、6月を経過していないもの
- (3) 税金を滞納していないもの

### 2 補助対象となる事業

支援機関及び継業サッチャーの支援を受けた、親族内承継又は第三者承継等を含む事業承継を行った買い手が対象となります。

※支援機関・・・宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、鹿児島銀行、宮崎第一信用金庫、南部信用組合

※継業サッチャー・・・日南市が雇用する、事業承継の伴走支援等を行う地域おこし協力隊員

### 3 補助の内容

#### (1) 補助対象経費

事業承継に伴い必要となる設備整備に係る費用、店舗等の改修に係る費用、備品購入に係る費用等。

ただし、対象経費の総額が30万円未満の場合は補助の対象となりません。

#### (2) 補助率等

補助対象経費の3分の2以内

補助限度額100万円

### 4 補助金の申請

補助金申請を検討される方は、事前に日南市産業経済部 商工政策課まで御相談ください。

### 5 問い合わせ先

日南市産業経済部 商工政策課 商工係

TEL：0987-31-1169 FAX：0987-31-1230

E-mail：syoko@city.nichinan.lg.jp

## 日南市事業承継後支援事業（売り手支援）補助金について

市内の中小企業者の事業承継に向けた取組を支援するため、事業承継に必要な費用の一部を助成します。

### 1 対象となる事業者

補助金申請の対象となる事業者は次の全てに該当する方です。

- (1) 市内に主たる事務所を有し、かつ、市内で事業を営む中小企業者
- (2) 事業承継成立後、6月を経過していないもの
- (3) 税金を滞納していないもの

### 2 補助対象となる事業

支援機関及び継業サッチャーの支援を受けた、親族内承継又は第三者承継等を含む事業承継を行った売り手が対象となります。

※支援機関・・・宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、鹿児島銀行、宮崎第一信用金庫、南部信用組合

※継業サッチャー・・・日南市が雇用する、事業承継の伴走支援等を行う地域おこし協力隊員

### 3 補助の内容

#### (1) 補助対象経費

事業承継に伴い必要となる備品の廃棄に係る費用、在庫品の処分に係る費用、退去に向けた店舗店舗改修に係る費用、店舗兼住宅の分離回収に係る費用等。

ただし、対象経費の総額が30万円未満の場合は補助の対象となりません。

#### (2) 補助率等

補助対象経費の3分の2以内

補助限度額60万円

### 4 補助金の申請

補助金申請を検討される方は、事前に日南市産業経済部 商工政策課まで御相談ください。

### 5 問い合わせ先

日南市産業経済部 商工政策課 商工係

TEL：0987-31-1169 FAX：0987-31-1230

E-mail：syoko@city.nichinan.lg.jp

## 中小企業等経営強化法による償却資産に係る固定資産税の特例措置について

市内中小企業が本市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき導入する設備等の固定資産税が3年間ゼロになります。

### 1 先端設備等導入計画について

#### (1) 計画の概要

中小企業等は、①計画期間内（3～5年）に、②労働生産性を年平均3%以上向上させるため、③先端設備等（新規の減価償却資産（一定の要件あり））導入する計画を策定し、本市が認定するものです。

#### (2) 計画の認定を受けることができる方

中小企業等経営強化法に規定する中小企業等が対象。ただし、固定資産税のゼロ特例を利用できるのは、資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等（大企業の子会社を除く。）。

#### (3) 本市の認定を受けた場合の効果

- ①新規設備投資に係る固定資産税（償却資産）が3年間ゼロになります。
- ②設備導入のために民間金融機関から融資を受ける際、信用保証に関する支援を受けることができます。
- ③国の補助金（ものづくり補助金、IT 導入補助金等）の優先採択を受けることができます。

### 2 問合せ先

日南市産業経済部 商工政策課 商工係

TEL 0987-31-1169 FAX 0987-31-1230

E-mail syoko@city.nichinan.lg.jp

## ◎ 日南市の企業立地優遇制度

### 日南市企業立地促進条例

| 対象者の要件                                   |                                                              | 優遇制度               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象業種                                     | 要 件                                                          | 固定資産税              | 奨励金及び補助金                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 工場<br>道路貨物運送施設<br>倉庫施設<br>研究開発施設<br>観光施設 | 1 投下固定資産総額<br>1,000万円以上<br><br>2 新規雇用者<br>新設:5人以上<br>増設:3人以上 | 新設・増設<br>課税免除(5年間) | <b>1 雇用促進奨励金</b><br>①20人以下の場合1人30万円<br>②21人以上の場合1人36万円<br>※障がい者雇用は、1.5倍の額<br>※限度額 1億円<br>※事業開始日以前2年以内、以後1年以内に雇用した場合<br><br><b>2 企業立地助成金</b><br>①用地取得の1/4<br>(限度額 2,000万円)<br>②付属施設整備費総額の1/2<br>(限度額 1,000万円)<br>※市長と企業立地協定を締結した者で、市に対して特に貢献等の認められる者<br>※付属施設整備費とは、用排水路・工場までの専用道路と、市長が特に認める付属施設整備のこと |
| 情報サービス施設及びコールセンター施設                      | 1 新規雇用者<br>新設・増設:3人以上                                        |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

### 情報サービス施設及びコールセンター施設に係る奨励措置

| 補助の種類及び新規雇用者数 |            | 内容                                                         |
|---------------|------------|------------------------------------------------------------|
| 通信回線使用料補助金    | 3人以上       | 高速通信回線年間使用料の80%を3年間<br>(県の制度を併用した場合は、50%)限度額 500万円/年       |
| 賃料補助金         | 3人以上 29人以下 | 賃料の50% (5年間、限度額20万円/月)                                     |
|               | 30人以上      | 賃料の50% (5年間、限度額50万円/月)                                     |
| 施設整備補助金       | 3人以上       | 施設改修費の2/3(限度額1㎡あたり3万円)<br>※内装等の改修が対象                       |
| 開設補助金         | 3人以上       | 開設準備の旅費、募集経費の80%(限度額80万円)<br>※県外の交通費は除く                    |
| 人材育成費補助金      | 3人以上       | 人材育成費の80%(限度額一人あたり25万円)<br>※本社への新規雇用者の研修も該当。社内講師及び新規雇用者が対象 |

### 企業誘致成功報奨金制度

企業誘致を推進するため、日南市への進出を検討している企業を紹介し、市と連携して、積極的かつ効率的な企業誘致活動を行い、また立地に至った場合に、報奨金を支払う制度。

|            |                                                                                                                                                               |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成功報奨金の額    | ①企業立地の情報提供(進出計画)を頂いたとき、20万円<br>②企業が取得した用地の売買代金に100分の1.05を乗じた額(千円未満切捨)で、500万円を限度とします。<br>又は、借地契約の場合は年間借地料の1月分<br>③操業開始時の新規雇用者数に2万円を乗じた額(千円未満切捨)で、500万円を限度とします。 |
| 情報提供者(紹介人) | 個人又は法人とし、次のいずれかに該当する人は対象となりません。<br>・日南市職員及び日南市公営企業職員<br>・立地希望企業並びにその役員及び社員と役員及び社員の配偶者並びに一親等の親族<br>・暴力団関係者及び暴力団関係者が役員である法人等<br>・その他市長が情報提供者として不適当と認めるもの        |
| 報奨金の支払時期   | ①②③の項目ごとに、完了した後、お支払いします。                                                                                                                                      |
| 誘致対象企業     | 日南市企業立地促進条例で定める製造・加工及び試験研究施設等の施設を対象とし、本市指定工場等の要件を満たす企業。                                                                                                       |

※ 紹介人は、市と一緒に企業誘致が実現するよう可能な限り、誘致活動に努めてもらいます。

# 企業間コミュニティ支援事業補助金について

## 1 概要

働く若者たちの交流の場の創出を目的とした取り組みを行う事業者及び団体に対し、補助金を交付します。

## 2 対象となる事業者

市内で事業を営む中小企業等及び個人事業者

- ・法人事業者の場合…市内に本社又は事業所を有すること
- ・個人事業者の場合…市内に住所及び事業所を有すること

## 3 対象となる事業内容

原則として市内に居住し市内事業所等で働く若者(18歳～40歳)が10名以上参加するものであり、市内で実施する交流事業とします。

## 4 補助対象経費 ※領収書等により支出内容を確認できるものに限りです

- ・出演者等に対する謝金、記念品等
- ・単価1万円以下で、事業の実施に必要な消耗品に係る経費
- ・参加者の飲食に係る経費 →ただし、1人当たり4000円以内
- ・ポスター、チラシ等の印刷費
- ・切手代、宅配便等に係る経費
- ・損害保険等に係る経費
- ・広告や新聞折り込み等のデザインに係る経費
- ・会場設営、音響、警備等の委託に係る経費
- ・会場、機材等の使用及び貸借に係る経費

## 5 補助額 ※補助金は事業実施後に交付します。

- ・補助対象経費の合計の10分の10以内の額とします。
- ・上限額は事業実施の回数にかかわらず、1団体につき同一年度30万円とします。

## 6 募集期間 ※予算額に達した時点で受付を終了します。

令和5年4月3日(月)～令和6年1月31日(水)まで

## 7 申請方法

必ず、申請前に下記担当窓口にご相談ください。

ご相談の上、市から申請書の提出を指示した場合のみ、申請書を受理します。

担当窓口：日南市役所 商工政策課 産業創生係  
電話 (0987-31-1169)

## 商流開発チャレンジアシスト補助金について

市内の事業者（農林水産業、製造業、販売業等）が行う商品の企画開発や、新たな販路拡大のための展示会への出展、市場調査等に要する経費の一部を補助します。

### 1 対象となる事業者

- (1) 市内に事業所及び事務所を有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 市内に住所及び事業所又は事務所を有する個人事業者

### 2 補助対象となる事業

- (1) 商品開発事業：新たな特産品・加工品の商品化又は既存商品の改良に係る研究・開発事業
- (2) 販路拡大事業：首都圏等（海外含む）で開催される商談を伴う展示会等の出展事業及び市場調査やECサイト構築等の新規販路開拓事業

### 3 補助の内容

#### (1) 補助対象経費

商品開発及び販路拡大に関する報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金等

#### (2) 補助率等

| 事業内容   | 商品開発  | 販路拡大 |
|--------|-------|------|
| 補助率    | 2分の1  | 3分の2 |
| 補助の上限額 | 100万円 |      |

### 4 補助条件

商流開発プロデューサー（日南市地域おこし協力隊）がプロデュースしたものに限定します。

### 5 募集期間

令和5年6月1日（木）～令和5年7月20日（木）

### 6 補助金の申請

補助金申請を検討される方は、事前に日南市産業経済部 商工政策課までご相談ください。

### 7 問い合わせ先

日南市産業経済部 商工政策課 産業創生係

TEL：0987-31-1169 FAX：0987-31-1230

E-mail：s-sosei@city.nichinan.lg.jp

# 日南市企業連携協議会

## 【概要】

官民が連携しながら人材確保・育成」の課題解決に向けた取り組みを実施するため、『日南市企業連携協議会』を発足し、市の補助事業として、協議会が主体的に事業を展開。

「人材確保」「人材育成」「人材活用」の3つの基本方針のもと活動を実施。

## 【対象企業】

日南市内に事業所があり、採用活動を行っている企業

## 【会費】

月額 1,000円

## 【主な活動内容】

- ・加盟企業合同入社式
- ・管内高校教師向け企業訪問バスツアー
- ・管内高校生と企業との意見交換会
- ・加盟企業勉強会、情報交換会

## 【日南市企業連携協議会 加盟企業一覧（R5.4.1現在）】

| No. | 企業名                  | 備考  |
|-----|----------------------|-----|
| 1   | 株式会社 谷口重機建設          | 会長  |
| 2   | 医療法人慶明会 介護老人保健施設おびの里 | 副会長 |
| 3   | 株式会社 河宗本店            | 副会長 |
| 4   | 株式会社 ニチワ             | 理事  |
| 5   | 吉田産業 株式会社            | 理事  |
| 6   | 永野建設 株式会社            | 監事  |
| 7   | 宮崎富士通コンポーネント 株式会社    |     |
| 8   | 宮崎マルマン株式会社           |     |
| 9   | 医療法人愛鍼会 山元病院         |     |
| 10  | 株式会社 戸村精肉本店          |     |
| 11  | 株式会社 エスプール           |     |
| 12  | 有限会社 東浜興業            |     |
| 13  | 株式会社 大洋商会            |     |
| 14  | 一般社団法人 PLUCK         | 事務局 |
| 15  | サクシード株式会社            |     |
| 16  | アディッシュプラス株式会社        |     |
| 17  | 株式会社サティオ宮崎           |     |
| 18  | 宮崎県南部信用組合            |     |